

「ROOM iD」 管理会社・賃貸人変更通知書 (通知書A) 【表面】

以下記入押印後、1. 「ROOM iD」サポートデスク FAX:0120-73-0400へご送信ください。
 2. 新管理会社へ本書(原本)を送達してください。※個人オーナー自主管理への変更は不可

記入日 20 年 月 日

※FAX受信後、現管理会社への送金停止の手続きを行います。(振込先口座変更のない場合は送金停止しません。)

現管理会社記入欄
↓
FAX送信

物件名	フリガナ	所在地	〒		
	-----	号室			
承認番号	— —	月額賃料等	円	部屋数	部屋
※変更項目にチェックをしてください。					
変更項目	<input type="checkbox"/> ①管理会社変更のみ		<input type="checkbox"/> ②賃貸人変更のみ		<input type="checkbox"/> ③管理会社・賃貸人双方変更
変更日 (承継日)	20 年 月 日	現口座への振込は20 年 月分賃料等まで 変更後も振込先口座変更がない場合は、レ点チェックしてください。 <input type="checkbox"/>			
現在の 管理会社	社名(記名押印) 所在地(日本国内) 電話/FAX番号 担当部署・担当者				
	※個人オーナーの自主管理へ変更される場合、解約通知書を弊社宛てFAXにてご送信ください。 押印(社印)無きもの無効				
現在の 賃貸人 ※①の場合も 記入	氏名 (商号)	所在地	〒		
	担当部署 担当者	電話番号	FAX番号		

以下記入押印後、弊社(下記記載住所)へ本書(原本)を送達してください。
 ※ 10日までの原本当社到着分が、翌月分賃料等の変更対象となります。(日割り賃料等は、現新会社間でご精算ください)

記入日 20 年 月 日

※新管理会社は、「管理会社・賃貸人変更に関する確認事項」(裏面)をご承諾のうえ以下にご記入ご押印ください。

新管理会社記入欄
↓
原本送付

変更①③記入 【新】 管理会社	社名(記名押印) 所在地(日本国内) 電話/FAX番号 担当部署・担当者				
	※管理会社に変更された場合、当社規定により保証契約を終了することがあります。 押印(社印)無きもの無効				
変更②③記入 【新】 賃貸人	氏名 (商号)	所在地	〒		
	担当部署 担当者	電話番号	FAX番号		
必ず記入	【新】口座への振込は 20 年 月分賃料等より		【ご注意】通帳等の記載内容を確認のうえ、金融機関へのご登録どおり正確に記入してください。カタカナは、法人の略語(詳細裏面)を使用してください。		
	振込先 口座 (賃料等)	金融機関名称		銀行・信用組合 信用金庫・農協	
		□ 普通 □ 当座 □ 貯蓄		口座番号(右詰め)	
	口座 名義	漢字・ かな等	カタカナ		

エポスカード使用欄

受付	入力	確認
	<input type="checkbox"/> K <input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> J <input type="checkbox"/> K <input type="checkbox"/> B

(2016/10)

【本件に関するお問い合わせ窓口・本書送達先】

〒164-8515
 東京都中野区中野3-34-28
 丸井グループ南口別館
 (株)エポスカード ホーム事業部 企画運営課
 電話:03-4574-4747
 (10時~18時 水曜・日曜除く)



「ROOM iD」 管理会社・賃貸人変更通知書（通知書A）【裏面】

管理会社・賃貸人変更に関する確認事項

株式会社エポスカード 御中

新管理会社及び/または新賃貸人は、表面記載の賃貸物件の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）に付帯の家賃立替委託契約および賃貸保証基本契約（以下「保証人代行サービス」という）について、管理会社変更及び/または賃貸人変更に伴い、下記各条項を承諾のうえ、当該賃貸物件の管理会社及び/または賃貸人の地位を承継すること（以下「本承継」という）を株式会社エポスカード（以下「エポス」という）に対して約します。

第1条（誠実義務）

新管理会社及び/または新賃貸人は、本承継にあたり、保証人代行サービス契約中のお客様（以下「賃借人」という）に保証人代行サービスに関する規定に従い、誠実にこれを遂行するものとする。

第2条（通知義務）

新管理会社及び/または新賃貸人は、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生する場合、予めエポス所定の書面にてその旨を通知する。

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| (1) 賃料等を変更する場合 | (2) 原契約が終了する場合 |
| (3) 原契約に重要な変更がある場合 | (4) 管理会社を変更する場合 |
| (5) 賃貸人の地位が第三者に移転する場合 | (6) 振込先口座または、管理会社の住所、代表者、連絡先等を変更する場合 |

第3条（地位承継時の精算）

新管理会社及び/または新賃貸人は、地位及び権利義務の一切を現管理会社及び/または現賃貸人から承継することに際し、承継日が月の中途の場合その他の場合において賃料等の收受関係の調整が必要なときは、新旧の管理会社または賃貸人間で精算する。

第4条（返還義務）

新管理会社及び/または新賃貸人は、以下の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、エポスの請求に従い、自己の費用において遅滞なくエポスが支払った賃料等をエポスに対して返還すること。

- (1) 賃借人とエポス双方から賃料等を二重に受領した場合
- (2) 原契約終了時に、エポスに対する通知が遅れたことその他の事由により、新管理会社・新賃貸人に対する過払い賃料等（月額賃料等全額、月額賃料等から日割賃料等を差し引いた額等）が発生した場合
- (3) 前各号のほか、エポスが新管理会社・新賃貸人に対し、賃料等を支払ったことにより賃料等の不当利得が発生した場合

第5条（確認事項）

新管理会社及び/または新賃貸人は、以下の各号について承諾する。

- (1) 本書が正しく記載押印された状態で、毎月10日までのエポス到着分が、翌月分の賃料等から新振込先口座に振り込まれること。すなわち、11日以降の到着分は、翌々月以降分の賃料等と合算されて新振込先口座への振り込みとなること。
- (2) 日本国内以外の所在地が記載された場合には、エポスからの各種通知や案内が届かないこと。

第6条（秘密保持）

新管理会社及び/または新賃貸人は、賃借人の保証人代行サービスに関する契約及びその履行状況等に関する情報は、当該賃貸物件の賃貸借契約の関係当事者（エポスを含む）以外に開示あるいは提供してはならない。

第7条（反社会的勢力の排除）

新管理会社及び/または新賃貸人は、エポスに対して、次の各号の事項を表明・保証する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係団体（関係者）、総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体その他の反社会的勢力またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力等」という）ではないこと。
- (2) 役員等または実質的に経営を支配もしくは実質的に経営に関与する者（以下総称して「役員等」という）が反社会的勢力等ではないこと
- (3) 自らまたはその役員等が、反社会的勢力等への資金提供を行う等その活動を助長またはその運営に資する行為を行わないこと。
- (4) 本書の義務履行のため第三者を利用する場合は、当該第三者が反社会的勢力等ではないこと。

第8条（契約の解除）

新管理会社及び/または新賃貸人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告なしにエポスとの取引を解除されることを承諾する。

- (1) 本書に違反したとき。
- (2) 差押え、仮処分、公売処分、滞納処分、保全差押え、その他これらに準ずる処分の命令、通知が発送されたとき。
- (3) 破産手続開始の申立または特別清算、民事再生手続、または会社更生手続の各開始の申立がなされたとき。あるいは、その意思表示がなされたとき。手形、小切手の不渡りを出したり、銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 口頭、書面を問わず、正常な営業活動の継続が困難である旨の通知、その他外部への表示がなされたとき。
- (5) 正当な理由なく、従前の担当者または実務上これらに代わり得る者と正常な連絡が取れなくなったとき。
- (6) その他本取引の解除につき相当の事由があるとき。

【本書のご送付先】 ※ 配達のプロセス記録が残る書留や宅配便等での送付をおすすめします。

株式会社エポスカード ホーム事業部 企画運営課
〒164-8515 東京都中野区中野3-34-28
電話：03-4574-4747（10：00～18：00）

【振込先口座名義のカタカナ法人略語例】

「株式会社丸井」 カ) マルイ , 「丸井株式会社」 マルイ (カ)
「有限会社丸井」 ユ) マルイ , 「丸井有限会社」 マルイ (ユ)